

## 訪問リハビリテーション（介護予防）利用約款

### 第1条（約款の目的）

介護老人保健施設やすらぎ（以下「当施設」という）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払を取り決める事を、本約款の目的とします。

### 第2条（適用期間）

本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、最初の利用日から効力を有します。但し、身元引受人が変更になった場合は、新たに同意を得る事とします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款別紙1・2の改定が行われた場合も同意を得る事とします。

### 第3条（身元引受人）

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てる事ができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者を言います。以下同じ。）である事

②弁済をする資格を有する事

- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行する様に協力する事。
- 4 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てる事を求める事ができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつた時は、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来している等情報を提供します。

### 第4条（利用者からの解除）

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画に関わらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了する事ができます。尚、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

- 2 身元引受人も前項同様に、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除する事ができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

#### 第5条（当施設からの解除）

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了する事ができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他利用継続が困難となる背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てる事を求めたのに対し、新たな身元引受人をたてない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てる事ができない相当の理由がある場合を除く
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させる事ができない場合

#### 第6条（利用料金）

利用者及び身元引受人は、連帯して、サービスの対価として【別紙】に定める料金により計算された月ごとの合計金額をお支払い下さい。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計金額の請求書を毎月10日前後に送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月末までに支払うものとします。尚、支払い方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。尚、民法第465条の2第2項の極度額は15万円とします。事務所窓口「9：00から17：00 土曜日・日曜日・祭日含」
- 3 当施設は、料金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。

#### 第7条（サービスの提供の記録）

当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

## 第8条（秘密の保持及び個人情報の保護）

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2の通り定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業所が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行う事とします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者の病状の急変が生じた場合等かかりつけ医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

## 第9条（緊急時の対応）

リハビリ中の心身の状態が急変した場合等、利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急連絡します。

2 他、状況により応援等が必要な場合、介護老人保健施設やすらぎに連絡・応援要請。又救急要請をする場合があります。

## 第10条（事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 当施設は利用者の家族等、利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## 第11条（要望又は苦情等の申出）

利用者及び保証人は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、事務部長に申し出る事ができ、又、管理者宛の文書で申し出る事ができます。

船橋市苦情窓口 介護保険課 047-436-2302

## 第12条（賠償責任）

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

第13条（本約款に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定める所により、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定める事とします。

第14条（第三者評価の実施）

なし。

〈別紙1〉

## 訪問リハビリテーション（介護予防）について

（令和6年6月1日）

### ◇介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### ◇訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、居宅において機能訓練及び日常生活のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体・精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくようになります。

### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### ◇その他要望苦情等

当施設には支援相談員が常勤しています。お気軽にご相談ください。

又、要望や苦情なども、事務部長にお寄せください。速やかに対応いたします。

（電話 047-426-5715）

### ◇利用料金

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション	329円/回	657円/回	985円/回
予防訪問リハビリテーション	318円/回	636円/回	953円/回
サービス提供体制強化加算(1)(介護予防含)	7円/回	13円/回	20円/回
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	192円/月	384円/月	576円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	227円/月	455円/月	682円/月
リハビリテーションマネジメント加算	288円/月	576円/月	864円/月
※医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合			
短期集中リハビリテーション実施加算(介護予防含)	214円/日	427円/日	640円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	256円/日	512円/日	768円/日

※1度の訪問リハビリテーションで（20分/回）2回の提供（40分）も可能です。

〈別紙2〉

個人情報の利用目的  
(平成17年4月1日施行)

介護老人保健施設やすらぎでは、利用者の尊厳をお守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係わる当施設の管理運営業務のうち
  - 一 入退所等の管理
  - 一 会計・経理
  - 一 事故等の報告
  - 一 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - 一 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - 一 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 一 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - 一 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - 一 保険事務の委託
  - 一 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 一 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - 一 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 一 当施設において行われる学生の実習への協力
  - 一 当施設において行われる事例研究
  - 一 当施設において行われる介護相談員への情報提供

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - 一 外部監査機関への情報提供

## 訪問リハビリテーション（介護予防）利用同意書

介護老人保健施設「やすらぎ」の施設訪問リハビリテーション（介護予防）を利用するにあたり、介護老人保健施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款及び別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

住所  
〈利用者〉

氏名 印

住所  
〈身元引受人〉

氏名 印

施設長 殿

請求書・明細書及び領収書の送付先（本約款第6条）

氏名	(続柄 )
住所	
電話番号	( )

緊急時の連絡先（本約款第10条2項）

氏名	(続柄 )
住所	
電話番号	( )